

漁業特定技能協議会運営要領

漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定）等の規定を実施するため、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第1条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、漁業分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、漁業分野の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法令遵守の啓発
- 二 漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- 三 構成員資格の確認
- 四 特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題その他の不正行為に対する横断的な再発防止
- 五 就業構造及び経済情勢の変化並びに外国人の受入れ及び人手不足の状況に関する情報の把握・分析
- 六 前号の分析を踏まえた大都市圏等への特定技能外国人の過度の集中回避に係る対応策の検討・調整（特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜き等の自粛要請等を含む。）
- 七 特定技能所属機関の倒産等により、特定技能所属機関又は登録支援機関が適合1号特定技能外国人支援計画を実施できない場合における特定技能外国人の転職に係る情報提供等の協力
- 八 その他特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組

（構成員）

第3条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- 一 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「1号構成員」という。）

- 二 1号構成員を直接又は間接に構成員とする団体（以下「2号構成員」という。）
- 三 漁業労働に精通している労働組合
- 四 農林水産省並びに法務省、警察庁、外務省、厚生労働省及び国土交通省
- 五 その他協議会が必要と認める者

（主宰）

第4条 協議会は、水産庁長官が主宰する。

- 2 水産庁長官は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 水産庁長官に事故その他やむを得ない事情があるときは、水産庁漁政部企画課長がその職務を代理する。

（事務局）

第5条 協議会の庶務は、一般社団法人大日本水産会の協力を得て、水産庁において処理する。

（会議の招集）

第6条 水産庁長官は、毎年度、構成員（1号構成員を除く。次条第4項を除き、以下同じ。）を招集し、会議を開催する。

- 2 前項の場合において、水産庁長官は、構成員のうち、会議の議事に関する者のみを招集することができる。
- 3 2号構成員は、1号構成員を代表して、会議に出席する。
- 4 構成員は、会議の議事に鑑みて当該構成員を代表する者を、会議に出席させる。
- 5 水産庁長官は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に、会議への出席及び資料の提出を求めることができる。
- 6 水産庁長官は、やむを得ない事由により協議会を招集できない場合又は議事が軽易である場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付（メール送信を含む。）し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営に資するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、協議会を開催する場合を除き、原則として概ね3月毎に開催する。
- 3 第3条の構成員のうち協議会が指定する者を幹事会の構成員とする。
- 4 幹事会は、第2条に掲げる取組について協議又は情報共有を行うことができる。ただし、構成員資格の停止、取消しその他の協議会の構成員の権利義務に関する重要事項については、協議会において協議を調える。
- 5 この条に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。

（分科会）

第8条 協議会は、第2条の協議事項のうち、特定の事項を処理するために、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成員は、協議会において指定する。

3 分科会の協議をもって、協議会の協議とすることができる。

4 本条に定めるもののほか、分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、分科会において定める。

(議事の公開等)

第9条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を公表する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会において定める。